**様式第17号**（第７条関係）

防災工事に関する代執行令書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　（所有者等の氏名）

福島県知事　印

　農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第１項の規定に基づき、下記の特定農業用ため池の防災工事について代執行を実施することとしたので通知する。

（所有者等から費用を徴収する場合）

　なお、代執行に要した費用については、同法第11条第２項の規定に基づき、あなたから徴収する。

記

１　特定農業用ため池の名称

２　特定農業用ため池の所在地

３　代執行を実施する理由

　　＜法律第11条第１項　第１号 ・ 第２号 ・ 第３号 に該当＞

４　代執行を実施する期間

５　代執行を実施するために派遣する執行責任者の氏名

６　代執行を実施するために必要な費用の概算見積額

（教示）

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があっことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

１　代執行を実施する理由は、該当する号を○で囲むこと。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長にして使用すること。